



2022年11月10日

各位

会社名 大阪油化工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀田 哲平
(コード: 4124 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役業務部長 島田 嘉人
(TEL. 072-861-5322)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月10日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を2022年12月22日開催予定の第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する付則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削除) |
| (新設) | <u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措 |

| | |
|------|--|
| | <p><u>置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| (新設) | <p style="text-align: center;"><u>付則</u></p> <p><u>1 変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は 2023 年 3 月 1 日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

3. 日程

- ・ 定款変更のための定時株主総会開催日 : 2022 年 12 月 22 日 (予定)
- ・ 定款変更の効力発生日 : 2022 年 12 月 22 日 (予定)

以上